

保護者の皆様へ

## 学校教育活動の再開に伴う学校の対策等について

三条市教育委員会

文部科学省及び新潟県教育委員会の通知内容を鑑み、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じることと、児童生徒の学習保障の両立を図るため学校教育活動の再開を決定いたしました。

つきましては、次のとおり対応いたしますので、御理解と御協力をお願いします。

記

### **I 学校教育活動の再開について**

- (1) 5月11日（月）から学校教育活動を再開します。  
なお、5月11日（月）から15日（金）は給食後放課とし、学校生活リズムを回復する期間とします。また、午後の時間帯は必要に応じて教育相談の時間を設定します。
- (2) 5月18日（月）以降は通常時程の活動とし、部活動も制限を設けて実施します。

### **II 学校生活における感染予防体制**

#### 1 登下校についてのお願い

- (1) 毎朝の検温と記録をお願いします。検温表は毎日学級担任に提出願います。
- (2) 発熱や風邪症状がある場合は登校を控えてください。学校で発熱や風邪症状を確認した場合は御家庭に連絡し、お迎えをいただく場合がございます。
- (3) 登下校は通常どおりですが、車で送迎される場合は連絡をお願いします。
- (4) スクールバスは車内の消毒と安全を確保した換気を行って運行します。スクールバスに乗車しない場合は連絡をお願いします。

#### 2 通常授業における対策

- (1) 通常授業では教室での児童生徒の座席の間の距離をできるだけ開けるため机の並びを個別独立して配置します。また、特別な学習以外は全員前を向いての学習形態で授業を行います。
- (2) 適宜、特別教室を活用して、少人数学習や広さを確保した授業を工夫します。
- (3) グループ学習をする場合は「全員マスク」を着用するよう推奨します。マスクのない児童生徒には在庫に応じて学校から斡旋します。
- (4) 教室や活動場所はこまめな換気をします。また、児童生徒には、「手洗い、うがい、咳エチケット」の啓発活動を徹底します。

#### 3 給食と昼休みについて

- (1) 給食前に児童生徒全員の手洗いを点検します。
- (2) 給食の配膳を行う児童生徒に風邪等の症状がないか、衛生的な服装をしているか等を確認し、場合によっては給食当番を交代するなどの対応をします。
- (3) 給食も机を離れた個別座席で全員前を向いて食事をします。  
(食堂の場合は横路並びにより対面にならないよう配置します。)
- (4) 昼休みにおいても、特に体育館等の使用は学年使用輪番制などで密集状態とならないよう配慮します。また、密接状態とならないよう過ごし方を指導します。

#### 4 放課後の活動について

- (1) 放課後の活動は不要不急の活動以外は行いません。
- (2) 部活動は基礎練習・基礎トレーニングを中心とし、接触する活動や室内で呼気が激しくなる活動は行いません。また活動場所は学校施設のみとし市外の学校との交流は行いません。
- (3) 児童クラブが過密となる場合は一部学校施設を活用する場合があります。その場合は児童クラブから対応を連絡いたします。

#### 5 教育活動における感染防止の全般的対策について

- (1) 手洗いや咳エチケットについては特に「正しい手の洗い方」や「咳エチケットの3つの仕方」について、具体的に啓発活動を行います。

- (2) 1日3回(午前・昼・午後、[活動の少ない日によっては1, 2回])、多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を消毒液で拭き取ります。職員が交代で取り組み、感染防止対策への全校の意識も醸成します。
- (3) 抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう、養護教諭と学級担任が連携して指導します。
- (4) 学校医・学校薬剤師からのアドバイスを受け、感染予防体制の改善に努めます。
- (5) 体調などの理由を含む諸事情で登校を自粛する場合は、校長判断により出席停止等の扱いとします。

### **Ⅲ 感染者及び濃厚接触者が確認された場合の措置**

#### 1 児童生徒、教職員個人への具体的な措置

##### (1) 感染者、濃厚接触者と判定された場合の校長への報告の徹底

- ①児童生徒が感染者又は濃厚接触者と判定された場合、また当該児童生徒の家族が感染者、濃厚接触者と判定された場合は、学校に報告していただきますようお願いします。
- ②教職員が感染者及び濃厚接触者と判定された場合、また当該教職員の家族が感染者、濃厚接触者と判定された場合は、校長に報告し速やかに対応します。

##### (2) 感染者、濃厚接触者と判定された場合の出席停止、自宅待機の措置

- ①児童生徒が感染者、濃厚接触者と判定された場合、当該児童生徒は保健所が示す起算日から14日間を出席停止とします。
- ②児童生徒の家族が感染者、濃厚接触者と判定された場合は、判定日の翌日から14日間を出席停止とします。また、その後のPCR検査で陰性の判定が出た場合でも、経過観察として14日間の出席停止を継続します。
- ③教職員についても上記①②と同様の対応とします。

##### (3) 個人的にPCR検査を受けることになった場合の対応

- ①濃厚接触者ではない児童生徒がPCR検査を受けることになった場合は、その日から判定結果が出るまで登校の自粛を要請いたします。また、その期間は欠席ではなく、登校を要しない日(出席停止等)とします。なお、陰性判定の場合、登校は通常通りです。陽性の場合には保健所が示す起算日から14日間を出席停止とします。
- ②濃厚接触者ではない児童生徒の家族がPCR検査を受けることになった場合、その日から判定が出るまで登校の自粛を要請します。この場合は登校を要しない日(欠席ではなく出席停止等)とします。陰性判定の場合、登校は通常通りです。家族が陽性判定となった場合で当該児童生徒が濃厚接触者と判定された場合は、上記(2)の②と同様の対応とします。
- ③教職員についても上記①②と同様の対応とし、判定結果が出るまでの間は出勤を停止します。

#### 2 臨時休業、学年・学校閉鎖の措置について(休業・閉鎖の期間は別途決定)

##### (1) 学校において児童生徒の感染者が1名確認された場合

- ①当該児童生徒の学年を学年閉鎖とすることを基本としますが、当該児童生徒の周囲との交流状況を精査して、閉鎖の範囲を決定します。
- ②この場合、教職員が自宅待機する範囲は保健所の指示により決定します。

##### (2) 学校において児童生徒の感染が複数名確認された場合

- ①当該学校を臨時休業とします。
- ②この場合、教職員が自宅待機する範囲は保健所の指示により決定します。

##### (3) 学校の教職員の感染が1名確認された場合

- ①当該学校を閉鎖します。
- ②この閉鎖の場合は原則として当該学校の全児童生徒及び全教職員を自宅待機とします。

※御不明の点は三条市教育委員会小中一貫教育推進課Tel45-1118 までご連絡願います。